

# ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金交付要綱

平成28年2月29日	観観産第690号
平成28年4月11日	国総支第2号 国鉄都第6号-1 国鉄事第9号 国自旅第5号 国海内第2号 観観産第1号 観参第6号
平成28年6月10日	国総支第23号 国総物第16号 国鉄総第50号 国鉄都第36号 国鉄事第70号 国自旅第49号 国海内第27号 国港産第26号 国空ネ企第34号 国空事第1087号 観参第49号
平成28年11月28日	国総支第43号 国総物第64号 国鉄総第184号 国鉄都第73号 国鉄事第198号 国自旅第208号 国海内第106号 国港総第302号 国空ネ企第126号 国空事第4463号 観参第186号
平成29年3月15日	国総支第61号 国総物第101号 国鉄総第296号 国鉄都第132号 国鉄事第319号 国自旅第378号 国海内第173号 国港総第491号 国空ネ企第169号 国空事第7252号 国空環第78号 観参第266号
平成30年3月28日	国総支第63号 国総物第144号

	国鉄総第326号
	国鉄都第178号
	国鉄事第257号
	国自旅第295号
	国海内第188号
	国港総第598号
	国空事第1073号
	国空業第166号
	観産第830号
	観参第295号
平成30年10月4日	国鉄総第201号
	国自旅第159号
	国海内第66号
	国港総第344号
	国空事第827号
	国官参空第23号
	観参第270号
平成31年2月19日	国総支第43号
	国鉄総第344号
	国自旅第23号
	国海内第207号
	国空事第1482号
	国官参空第63号
	観産第641号
	観参第603号
平成31年4月26日	国総支第15号
	国総物第14号
	国鉄総第46号
	国鉄都第40号
	国鉄事第44号
	国自旅第32号
	国海内第23号
	国港総第62号
	国空事第140号
	国官参空第12号
	観産第22号
	観参第106号
令和元年6月25日	観参第286号
令和2年2月13日	観産第746号
	観参第1012号
令和2年3月30日	国総地第71号
	国総物第694号
	国鉄総第474号
	国鉄都第230号
	国鉄事第435号
	国自旅第317号
	国海内第122号

	国港総第691号
	国官参空第102号
	観観産第928号
	観参第1210号
令和2年4月7日	国総地第3号
	国鉄総第2号
	国鉄都第16号
	国鉄事第4号
	国自旅第1号
	国海内第2号
	国海外第1号
	国港総第5号
	国官参空第1号
	観観産第2号
	観参第4号
令和2年7月3日	国総地第38号
	国総毛第19号
	国鉄都第54号
	国鉄事第104号
	国自旅第84号
	国海内第30号
	国海外第71号
	国官参空第46号
	観観産第231号
	観参第354号
令和2年11月5日	国総地第78号
	国総毛第74号
	国鉄総第272号
	国鉄都第121号
	国鉄事第313号
	国自旅第265号
	国海内第174号
	国海外第180号
	国港総第403号
	国空総第668号
	観観産第1324号
	観参第781号
令和3年3月2日	国総地第100号
	国鉄総第398号
	国鉄都第187号
	国鉄事第670号
	国自旅第427号
	国海内第210号
	国海外第284号
	国港総第623号
	国空総第1054号
	観観産第1865号

	観参第1127号
令和3年3月30日	国総地第116号
	国鉄総第472号
	国鉄都第273号
	国鉄事第835号
	国自旅第492号
	国海内第229号
	国海外第315号
	国港総第769号
	国空総第1170号
	観産第2045号
	観参第1270号
令和4年2月8日	国総地第58号
	国総毛第76号
	国総物第82号
	国鉄総第358号
	国鉄都第141号
	国鉄事第612号
	国鉄施第316号
	国自旅第448号
	国海内第253号
	国海外第367号
	国港総第587号
	国空総第1064号
	観産第319号
	観参第623号
令和4年3月22日	国総地第80号
	国鉄総第432号
	国鉄都第200号
	国鉄事第693号
	国自旅第520号
	国海内第302号
	国海外第410号
	国港総第678号
	国空総第1258号
	観産第443号
	観参第752号
令和5年2月8日	国総地第83号
	国総毛第99号
	国鉄総第394号
	国鉄都第135号
	国鉄事第629号
	国鉄施第252号
	国自旅第420号
	国海内第119号
	国海外第364号
	国港総第602号

	国空総第1068号
	観観産第481号
	観参第631号
令和5年3月28日	国総地第101号
	国鉄総第476号
	国鉄都第209号
	国鉄事第810号
	国自旅第520号
	国海内第237号
	国海外第437号
	国港総第723号
	国空総第1286号
	観観産第557号
	観参第732号
令和6年1月11日	国総地第106号
	国鉄事第554号
	国自旅第229号
	観参第1200号
令和6年1月15日	国空総第898号
	観観産第2254号
	観参第1429号

※本資料は、インバウンド安全・安心対策推進事業の抜粋版となります。

## 附 則

第1条 この要綱の改正は、令和6年1月15日から施行する。ただし、令和4年度第2次補正予算の補助金に係る事項は、従前の要綱による。

第2条 観光地・観光産業における人材不足対策事業、宿泊施設サステナビリティ強化支援事業、空港における旅客手続き等環境整備支援事業、インバウンド安全・安心対策推進事業、オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、適正化法及び適正化法施行令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

#### 第3条

4 この要綱において、「インバウンド安全・安心対策推進事業」とは、訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域において、災害、急病等の非常時における訪日外国人旅行者の安全・安心対策の推進を図ることを目的とする。

### (補助対象期間)

第4条 令和5年度補正予算における観光地・観光産業における人材不足対策事業、宿泊施設サステナビリティ強化支援事業、空港における旅客手続き等環境整備支援事業、インバウンド安全・安心対策推進事業及びオーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業の補助対象期間は令和6年1月15日から

令和6年3月31日（繰越明許により繰越された場合については令和7年3月31日）までとする。

（補助対象事業等）

第5条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下、本附則において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

5 インバウンド安全・安心対策推進事業の補助対象事業、補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表4に定めるものとする。

（補助金の額）

第6条

4 インバウンド安全・安心対策推進事業において国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表4に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

（準用規定）

第7条

2 第81条から第96条までの規定は、附則第5条の補助対象事業のうち、インバウンド安全・安心対策推進事業を行う場合において準用する。この場合において、第81条中「様式第4-1」とあるのは「様式第7-1」、第82条中「様式第4-2」とあるのは「様式第7-2」、第83条第1項中「様式第4-3」とあるのは「様式第7-3」、第83条第1項第2号中「別表4」とあるのは「附則別表4」、第83条第2項中「様式第4-4」とあるのは「様式第7-4」、第84条中「様式第4-5」とあるのは「様式第7-5」、第86条中「様式第4-6」とあるのは「様式第7-6」、第87条中「様式第4-7」「様式第4-8」とあるのは「様式第7-7」「様式第7-8」、第88条中「様式第4-9」とあるのは「様式第7-9」、第89条第2項中「様式第4-10」とあるのは「様式第7-10」、第96条第2項中「様式第4-11」とあるのは「様式第7-11」と読み替えるものとする。

別表4（附則第5条第5項関係）

インバウンド安全・安心対策推進事業（補助対象事業者等）

	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
災害時の観光施設等における避難所機能の強化	観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者、又は観光地における店舗・事業所等を運営する者	避難所機能の強化のための整備に要する経費	1 / 2
災害時の観光施設等における多言語対応強化	観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者、又は観光地における店舗・事業所等を運営する者	多言語対応機能強化のための整備に要する経費	1 / 2
訪日外国人患者受入機能強化	病院・診療所等を設置し、又は管理する者	訪日外国人患者受入機能強化のための整備に要する経費	1 / 2
災害時等における観光危機管理の強化	地方公共団体	災害時等における観光危機管理の強化のために要する経費	1 / 2 (上限 500万円)

（注）

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。  
また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第7-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
3. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。

(以下、再掲)

#### 第4編 災害・急病等危機管理対応事業

(補助金交付申請)

**第81条** 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに様式第4-1による補助金交付申請書に当該補助対象事業者が事前に策定した事業計画等を添付し、大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

**第82条** 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第4-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(交付決定の変更等の申請)

**第83条** 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第4-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、大臣が別に定める軽微な変更にあつては、この限りでない。
  - 二 別表4に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。
- 2 前項第一号ただし書による軽微な変更を行ったときは、様式第4-4による変更届を大臣に届け出なければならない。
- 3 前項の規定は、第1項第2号ただし書の場合に準用する。

(交付決定の変更及び通知)

**第84条** 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第4-5による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができる。

(申請の取下げ)

**第85条** 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

**第86条** 補助対象事業者は、大臣の要求があつた場合には、速やかに様式第4-6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

**第87条** 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第4-7による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式



第4-8による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

**第88条** 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告書の提出を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第4-9により補助対象事業者へ通知するものとする。

2 大臣は、補助対象事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の支払い)

**第89条** 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第4-10による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(事業の中止等)

**第90条** 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

**第91条** 大臣は、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、次の各号に掲げる場合には、第82条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助対象事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
  - 二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
  - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の整理)

**第92条** 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

**第93条** 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

**第94条** 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

**第95条** 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

**第96条** 補助対象事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第4-11による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者が利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。